

水防災協議会の委員構成について (規約の改正について)

平成29年1月17日

菊川水防災協議会(幹事会)
天竜川下流水防災協議会(幹事会)

菊川水防災協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「菊川水防災協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、今後の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、隣接する自治体や県、国等と連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表－1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会には幹事長を置く。幹事長は中部地方整備局浜松河川国道事務所副所長をもってこれに充てる。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。

5 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中部地方整備局浜松河川国道事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は平成28年8月1日から実施する。

平成29年●月●日 一部改正

別表－1 菊川水防災協議会委員

関係機関名	役職名
菊川市	市長
掛川市	市長
静岡県袋井土木事務所	所長
静岡県西部危機管理局	局長
静岡地方气象台	台長
中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所長

別表－2 菊川水防災協議会幹事

関係機関名	役職名
菊川市建設経済部建設課	課長
菊川市危機管理部危機管理課	課長
掛川市都市建設部事業調整室	室長
掛川市危機管理部危機管理課	課長
静岡県袋井土木事務所維持管理課	課長
静岡県袋井土木事務所企画検査課	課長
静岡県西部危機管理局地域支援課	課長
静岡地方气象台	防災管理官
中部地方整備局 浜松河川国道事務所	(幹事長) 副所長

天竜川下流水防災協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「天竜川下流水防災協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、今後の気象変動により発生頻度が高まると予想される施設能力を上回るような洪水に対応するため、隣接する自治体や県、国等と連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表－1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会には幹事長を置く。幹事長は中部地方整備局浜松河川国道事務所副所長をもってこれに充てる。

4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。

5 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有

2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有

3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、

公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局浜松河川国道事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は平成28年8月29日から実施する。

平成29年●月●日 一部改正

別表－1 天竜川下流水防災協議会委員

関係機関名	役職名
浜松市	市長
磐田市	市長
静岡県袋井土木事務所	所長
静岡県浜松土木事務所	所長
静岡県西部危機管理局	局長
静岡地方气象台	台長
中部地方整備局 浜松河川国道事務所	所長

別表－2 天竜川下流水防災協議会幹事

関係機関名	役職名
浜松市危機管理課	課長
浜松市土木部河川課	課長
磐田市総務部危機管理課	課長
静岡県袋井土木事務所維持管理課	課長
静岡県袋井土木事務所企画検査課	課長
静岡県浜松土木事務所維持管理課	課長
静岡県浜松土木事務所企画検査課	課長
静岡県西部危機管理局地域支援課	課長
静岡地方气象台	防災管理官
中部地方整備局 浜松河川国道事務所	(幹事長) 副所長